

感染症の予防及びまん延防止のための指針

1. 基本方針

感染の予防に留意し、感染症発生の際には原因の速やかな特定、まん延防止に努め早期終息をはかることが重要である。その為、感染の予防及びまん延防止対策を徹底するために本指針を策定する。当事業所の全職員は本方針に沿って業務にあたることとする。

2. 感染症の予防及びまん延防止に関わる委員会

当事業所では、感染症予防及びまん延防止等に取り組むにあたり、以下の体制を作る。

(1) 感染対策委員会の設置

感染症を未然に防止するとともに発生時の対策を検討することを目的に感染対策委員会を設置する。

(2) 委員会の運営責任者は管理者とし、当該者をもって専任の感染対策を担当する者を担当者とする。

(3) 委員会は、定期的（年2回以上）かつ必要な場合に担当者が招集する。

委員会の議題は、担当者が定める。具体的には、次に挙げる内容について協議するものとする。

ア 事業所内感染対策の立案

イ 指針・マニュアル等の整備・更新

ウ 利用者および従業員の健康状態の把握

エ 感染症発生時の措置（対応・報告）

オ 研修・教育計画の策定および実施

カ 感染症対策実施状況の把握および評価

3. 職員研修に関する基本方針

当事業所は勤務する従業員に対し、感染対策の基礎的内容等の知識の普及や啓発に併せ、衛生管理の徹底や衛生的ケアの励行を目的とした感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練（シュミレーション）を次の通り実施する。

(1) 新規採用者に対する研修

新規採用時に感染対策の基礎に関する教育を行う。

(2) 定期研修

感染対策に関する定期的な研修を年2回以上実施する。

(3) 訓練（シュミレーション）

事業所内で感染症が発生した場合に備えた訓練を年1回以上実施する。

4. 平常時の感染対策

(1) 事業所内の衛生管理

- ア 感染症の予防及びまん延防止のため、事業所内の衛生保持に努める。
- イ 常に整理整頓を心掛け、換気、清掃、消毒（洗面所、ドアノブ、食堂等）を定期的の実施し、清潔の保持に努める。

(2) 利用者の健康管理

- ア 既往歴やワクチン接種状況を把握する。
- イ 日常生活を観察し、体調の把握に努め、事業所内で情報の共有を行う。
- ウ 利用者・利用者家族に感染予防対策について教育、指導し、実施状況について把握し不足部分を支援する。

(3) 職員の健康管理

- ア 感染症の既往歴やワクチン接種状況を把握する。
- イ 体調把握に努め、体調不良時は管理者に報告する。
- ウ 感染予防対策の知識の確認を行い、不足部分の教育・指導をする。
- エ 業務中に感染した場合は、速やかに管理者へ報告する。
(早期受診による対応が必要な場合は済生会病院感染対策に準じ対応する。)

(4) 感染予防と対策

- ア 職員の感染対策として、体温測定、手洗い、手指消毒、うがい、勤務中のマスク着用を行う。
- イ 血液、体液、排泄物を扱う場面では、直接手指に触れないよう使い捨ての手袋を使用する。
- ウ 利用者の異常の兆候を早期発見できるよう観察し、異常を発見した場合は、家族や主治医に連絡する。
- エ 感染予防時の必要物品を確保し、適切な方法で管理する。

5. 感染発生時の具体的対応

感染症が発生した場合、事業所は利用者等の生命や身体に重大な影響を生じさせないよう、利用者等の保護および安全の確保等を最優先とし、迅速に次に掲げる措置を講じる。

(1) 発生状況の把握

- ア 感染者及び感染疑い者の状況を把握し、情報を共有する。
- イ 感染者及び感染疑い者の感染原因や感染ルート、行動の把握等必要な情報収集を行う。

(2) 感染拡大の防止

- ア 感染者及び感染症疑い者の対処方法を確認し周知・指導する。
- イ 感染者及び感染疑い者の対処方法を確認する。

(対処方法については、自宅療養者への対応マニュアル、業務継続計画参照)

ウ 感染状況を本人へ説明し、感染対策(マスク着用、手指消毒、行動制限等)の協力を依頼する。

エ 感染症及び感染疑い者と接触した関係者の体調を確認する。

オ 感染症に応じた効果的な消毒薬・消毒方法で消毒を行う。

(3) 医療機関との連携

ア 感染者及び感染疑い者の状態を報告し、対処方法を確認する。

イ 医療機関からの指示内容を事業所内で共有する。

(4) 保健所との連携

ア 疾病の種類、状況により報告を検討する。

イ 感染者及び感染疑い者の状況を報告し、指示を確認する。

ウ 保健所からの指示内容を事業所内で共有する。

(5) 行政関係機関との連携

ア 報告の必要性について検討する。

イ 感染症及び感染疑い者の状況を報告し、指示を確認する。

6. 指針の閲覧

「感染症の予防及びまん延の防止のための指針」は、求めに応じいつでも事業所内で閲覧できるようにする。また、ホームページ等にも公表し、利用者及び家族がいつでも閲覧できるようにする。

附則

この指針は、令和6年12月1日から施行する。